平成13年(行ケ)第28号 特許取消決定取消請求事件 平成14年11月14日口頭弁論終結

株式会社寺岡精工 告 男 訴訟代理人弁理士 橋 詔 高 赤 郎 尾 謙 同 同 木 義 一和 同 西 哉 志 武 同 正 告 特許庁長官 太造 被 \blacksquare 信一郎 指定代理人 番 場 克 砂 Ш 同 山 同 木 由 大高 橋 同 良 進 木 同 幸 井 同 涌 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

- (1) 特許庁が異議2000-71348号事件について平成12年11月17日にした決定を取り消す。
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 2 被告

主文と同旨

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「ラベルプリンタ」とする特許第2956599号の特許(平成8年7月31日特許出願、平成11年7月23日設定登録、以下「本件特許」という。)の特許権者である。

本件特許に対し、請求項1ないし2につき、特許異議の申立てがあり、その申立ては、異議2000-71348号事件として審理された。原告は、この審理の過程で、平成12年10月24日、本件特許の出願に係る願書の訂正の請求をした(以下「本件訂正」といい、本件訂正による訂正後の明細書を「訂正明細書」という。)。特許庁は、上記事件につき審理した結果、平成12年11月17日、「訂正を認める。特許第295659号の請求項1ないし2に係る特許を取り消す。」との決定をし、平成12年12月25日にその謄本を原告に送達した。

9。」との決定をし、千成「2年「2月25日にその謄本を原告に送達した。 2 特許請求の範囲(本件訂正による訂正後のもの。これにより特定される発明 を、以下「本件発明」という。)

【請求項1】ラベル用紙に少なくとも商品の品名及び値段を印字して発行する ラベルプリンタにおいて,

少なくとも通常の値段ラベル用のラベル用紙が装着された印字部と、マークダウン処理を行うのに適したラベル用紙が装着された印字部とを含む複数の印字部と。

前記商品の商品番号毎に少なくとも品名及び単価、並びに前記複数の印字部に関する情報を指定することなく前記マークダウン処理の有無を識別可能な関連情報からなるラベル発行用のデータを予め記憶する記憶手段と、

前記記憶手段に記憶されているラベル発行用のデータを読み出す読出手段と、

前記読出手段によって読み出されたラベル発行用のデータを一時的に変更する変更手段と,

前記変更手段によって前記ラベル発行用のデータが一時的に変更された場合には変更後のラベル発行用のデータにおける前記関連情報に基づいて、変更されない場合には前記読出手段によって読み出されたラベル発行用のデータにおける前記関連情報に基づいて、マークダウン処理を行うか否かを判断する判断手段と、

前記マークダウン処理の有無に関する判断結果に応じ、前記マークダウン処

理を行う場合には、前記複数の印字部からマークダウン処理を行うのに適したラベル用紙が装着された印字部を選択する選択手段と

を具備することを特徴とするラベルプリンタ。(以下「本件発明1」という。)。【請求項2】 ラベル用紙に少なくとも商品の品名及び値段を印字して発行するラベルプリンタにおいて.

少なくとも通常の値段ラベル用のラベル用紙が装着された印字部と、POP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル用紙が装着された印字部とを含む複数の印字部と、

前記商品の商品番号毎に少なくとも品名及び単価、並びに前記複数の印字部に関する情報を指定することなく前記POP広告用のイメージデータの印字の有無を識別可能な関連情報からなるラベル発行用のデータを予め記憶する記憶手段と、

前記記憶手段に記憶されているラベル発行用のデータを読み出す読出手段と

前記読出手段によって読み出されたラベル発行用のデータを一時的に変更する変更手段と,

前記変更手段によって前記ラベル発行用のデータが一時的に変更された場合には変更後のラベル発行用のデータにおける前記関連情報に基づいて、変更されない場合には前記読出手段によって読み出されたラベル発行用のデータにおける前記関連情報に基づいて、POP広告用のイメージデータを印字するか否かを判断する判断手段と、

前記POP広告用のイメージデータの印字の有無に関する判断結果に応じ、前記イメージデータを印字する場合には、前記複数の印字部からPOP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル用紙が装着された印字部を選択する選択手段と

を具備することを特徴とするラベルプリンタ。」(以下「本件発明2」という。)。

3 決定の理由

決定は、別紙決定書の写しのとおり、本件訂正を認めた上、本件発明2は、本件特許出願前に頒布された刊行物である特開昭63-294340号公報(以下「刊行物1」という。)に記載された発明(以下「引用発明1」という。)と同一であり、また、本件発明1は、引用発明1及び本件特許出願前に頒布された刊行物である特公昭62-12452号公報(以下「刊行物2」という。)に記載された発明(以下「引用発明2」という。)に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである、と認定判断した。 第3 原告主張の決定取消事由の要点

決定は、本件発明2と引用発明1との相違点であるものを一致点であると誤認し(請求項2についての取消事由1及び2)、その結果、本件発明2を引用発明1と同一であると誤って判断し、また、本件発明1と引用発明1との一致点の認定を誤り(請求項1についての取消事由1)、本件発明1の進歩性の判断を誤った(請求項1についての取消事由2)ものであるから、請求項1及び2のいずれについても、違法として取り消されるべきである。

1 請求項2についての取消事由1 (POPラベル等に係る引用発明1と本件発明2との一致点・相違点の認定の誤り)

決定は、引用発明1の「POPラベル」及び「ラベルプリンタ」が、それぞれ本件発明2の「POP広告用のイメージデータを印字したラベル」及び「ラベルプリンタ」に相当すると認定した(決定書7頁23行~30行)。しかし、この認定は、誤りである。

(1) 引用発明1の「POPラベル」(甲3号証第17図)には、商品の値段が 印字されていないのであるから、これらのラベルは、単独では使用することができ ず、「一般的計量ラベル」(値段ラベル)(同第15図)に付随してのみ、使用す ることができるものである。

これに対し、本件発明2の「POP広告用のイメージデータを印字したラベル」(甲第2号証【図15】(c))は、イメージデータとともに商品の値段も印字され、単独で使用されるものであるから、引用発明1の「POPラベル」とは、根本的に相違するものである。すなわち、本件発明2を特定する特許請求の範囲【請求項2】には、「ラベル用紙に少なくとも商品の品名及び値段を印字して発行するラベルプリンタにおいて」と記載されているのみならず、「通常の値段ラベル用のラベル用紙が装着された印字部と、POP広告用のイメージデータを印字するのに

適したラベル用紙が装着された印字部とを含む複数の印字部」と、「前記複数の印字部からPOP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル用紙が装着された印字部を選択する選択手段」を備えることが記載されているのであるから、ラベルプリンタが、選択された印字部のラベル用紙に対して品名及び値段を印字するものであることはいうまでもない。

本件発明2は、本件発明1の「マークダウン処理」という文言を「POP広告用のイメージデータの印字」に置き換えただけであり、その他の構成が全く同一であることは、請求項1と請求項2とを対比すれば、明らかである。そして、本件発明1の場合、マークダウン処理の定義(値引前と値引後の値段を同一のラベルに併記して印字し、値引前の値段に取消線を印字する処理)からして、値段を印字するための「(特殊な)値段ラベル用のラベル用紙」を用いることについては疑念がない。したがって、本件発明2は、本件発明1と「マークダウン処理」以外の構成が全く同じなのであるから、そのPOP広告用の「ラベル用紙」は、本件発明1の場合と同じく「値段ラベル用のラベル用紙」であると解釈せざるを得ない。

このように、本件発明2では、「POP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル用紙」を装着した印字部が選択されると、このラベル用紙に対

し、少なくとも商品の品名及び値段が印字されるのである。

(2) 引用発明1の「ラベルプリンタ」においては、上記したように「POPラベル」が「一般的計量ラベル(値段ラベル)」に付随して使用されることから、POPラベルを印字する際、同時に一般的計量ラベル(値段ラベル)を印字するものである(甲3号証7頁左上欄2行~5行参照)。一方、本件発明2の「ラベルプリンタ」は、各ラベルがそれぞれ単独で使用されることから、POP広告付きラベルを印字する場合には、通常の値段ラベルは印字しない(甲2号証【OO32】、【OO33】、図8のS8、S9)。すなわち、本件発明2の「ラベルプリンタ」は、各ラベル用紙を択一的に選択して値段ラベルを印字する点で、「一般的計量ラベル(値段ラベル)」と「POPラベル」を同時に印字する引用発明1の「ラベルプリンタ」とは異なる。

2 請求項2についての取消事由2(「フラグYF3」に係る引用発明1と本件 発明2との一致点・相違点の認定の誤り)

決定は、引用発明1の「予約ファイルにおけるPOPラベルの発行の予約があるときに立つフラグYF3」が、本件発明2の「複数の印字部に関する情報を指定することなくPOP広告用のイメージデータの印字の有無を識別可能な関連情報」に相当すると認定している(決定書7頁31行~37行参照)。しかし、この認定は、誤りである。

本件発明2においては、請求項2の記載から明らかなように、関連情報に基づいてPOP広告用のイメージデータを印字するか否かを判断するとともに、関連情報の判断結果に基づいて、「印字部」の選択をするものである。すなわち、本件発明2では、上記イメージデータを印字するか否かの選択、及び、印字部の選択は、いずれも関連情報に基づいて行われ、しかも、関連情報には、印字部の選択情報が含まれていないという特徴がある。本件発明2においては、このような構成により、イメージデータを印字するためにどの印字部を使用すればよいかの選択は、関連情報に基づいて自動的に行われ、作業者(オペレータ)が行うことはない。

関連情報に基づいて自動的に行われ、作業者(オペレータ)が行うことはない。 これに対し、引用発明1では、モードフラグPF3の設定により、POPラベルを印字する第2の印字機構部が選択される(甲3号証14図)。このように第2の印字機構部がPOPラベルを印字するために選択された場合、常に第1の印字機構部も選択されて、「一般的計量ラベル」(値段ラベル)が印字される。そして、第2の印字機構部で、フラグYF3の有無によって、選択的にPOPラベルを印字したり、しなかったりする。このように、引用発明1では、フラグYF3の有無によって、第2の印字機構部でPOPラベルを印字するか否かの選択的判断を行っているものの、フラグYF3は、およそ印字部の選択には何ら寄与していないのである。

本件発明2では、「関連情報」に基づいて、上記イメージデータを印字するか否かの選択、及び、印字部の選択を行うものであるから、印字部の選択に全く寄与することのない引用発明1のフラグYF3は、本件発明2の「関連情報」には相当しない。

3 請求項1についての取消事由1 (本件発明1と引用発明1との一致点・相違点の認定の誤り)

決定は、「刊行物1に記載された発明の「POPラベルの発行の予約がある

ときに立つフラグYF3、プロモーションラベルの発行の予約があるときに立つYF4、及びバーコードラベルの発行の予約があるときに立つYF5」は、各レジス タ(記憶手段)にセット(記憶)される,一般的計量ラベル(値付けラベル)とは 異なるラベル(POPラベル、プロモーションラベル、バーコードラベル)発行用のデータであり、また、判断手段が一般的計量ラベル(値付けラベル)とは異なる ラベル(POPラベル、プロモーションラベル、バーコードラベル)を印字するか 否かを判断する際に基づくものでもあり、複数の印字部に関する情報を指定するものでない。」(決定書8頁下から5行~9頁4行)と認定し、その上で、引用発明 1のフラグYF3ないしYF5は、本件発明1の「関連情報」に相当する、と認定 した。しかし、この認定は誤りである。

(1) 上記2で本件発明2について主張したのと同様に、本件発明1の「関連情 報」も、値段ラベルを印字する印字部の選択に寄与するものに限定すべきである。 すなわち、本件発明1は、「関連情報」に基づいてマークダウン処理の有無を判断 し、その判断結果に基づいて値段ラベルを印字する印字部を選択するものであり、 しかも、【請求項1】の「商品の品名及び値段を印字して発行するラベルプリンタ」との記載、及び、マークダウン処理自体が値段の印字を必須のものとすること からすれば、「関連情報」は結果的に値段ラベル用の印字部の選択に寄与している ものに限定すべきである。

したがって、本件発明1における「関連情報」の要件は、その【請求項 1】に記載されているとおり、

① マークダウン処理の有無を識別可能な、

② 複数の印字部に関する情報を指定することなく, ③ 関連情報に基づいて、マークダウン処理を行うか否かを判断し、その判断結果に応じ、複数の印字部から印字部を選択する。

ことを要件とするものである。

(2) 引用発明1に記載された フラグYF3ないしYF5は、次に述べるとお り、上記要件のいずれかを欠いているので、本件発明1の「関連情報」には相当し ない。

(ア) 引用発明1のフラグYF3及びYF5は、それぞれPOPラベル印字及びバーコードラベル印字の際に用いられるフラグである。POPラベル又はバーコードラベルを印字する第2の印字機構部4を選択するか否かの判断は、モードフラ グPF3又はPF2で行われ、フラグYF3及びYF5は印字機構部の選択に寄与 するものではないから、前記③の要件を具備しない。 (1) 引用発明1のフラグYF4は、プロモーションラベル印字の際に用いる

フラグであり、第2の印字機構部4が印字を行うか否かの判断を行っており、この 点で前記③の要件を具備するものの、印字部を選択するための専用データであり、 印字データ(例えばマークダウン処理の有無)とは無関係に設定されるものである

から、前記②の要件を具備しない。

刊行物1には、印字機構部4でプロモーションラベルを印字する場合。 「広告品」とプリ印刷したものに代えて、「「広告品」等の広告文は、ラベルプリンタにて印字することも可能である」(甲3号証4頁左上欄5行~6行)との記載があるものの、「プリ印刷」の代わりに広告文データをラベルプリンタで印字した からといって、広告文データが商品の商品番号毎に記憶されることがないのは明らかであり、上記広告文は、第2の印字機構部4がフラグYF4によって選択された 後に、商品の種別と無関係に印字されるものにすぎない。

したがって、フラグYF4は、印字部を選択するものであるものの、印 字部専用のデータ(引用発明1において,値段ラベルを第1印字部3で印字するの か、第2印字部4で印字するのかを指定することのみに用いられるデータ)である から、上記②の要件を具備せず、本件発明1の「関連情報」には相当しない。

請求項1についての取消事由2(引用発明1と本件発明1との相違点につい ての判断の誤り)

決定は、「刊行物1に記載された発明において、「POPラベル」、「プロモーションラベル」及び「バーコードラベル」等の処理に代えて、同一技術分野に 属する上記刊行物2に記載されたマークダウン処理を行うようになすことは、当業 者が適宜想到し得、その作用効果も格別顕著でない。」(決定書10頁)と判断し た。

Jかし,引用発明 1 には,マークダウン処理の記載がなく,刊行物 2 にはマ 一クダウン処理の有無に基づいて印字用紙を選択使用することについては、何ら開

示されていないのであるから、引用発明1と引用発明2を組み合わせる動機そのも のが存在せず、また、これを組み合わせたとしても、刊行物2には本件発明1の具 体的構成、目的及び作用効果が全く開示されていないのであるから、当業者といえ ども本件発明1を容易に考え出すことは不可能である。

被告の反論の骨子

決定の認定判断はいずれも正当であって、決定を取り消すべき理由はない。 請求項2についての取消事由1 (POPラベル等に係る引用発明1と本件発 明2との一致点・相違点の認定の誤り) について

本件発明2の「POP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル 用紙」については、値段を印字するラベルであるとか、他のラベルとは同時に印字 されないとか、他のラベルと付随的に使用されず、単独で使用されるものであると かの限定はない。

- 請求項2についての取消事由2(「フラグYF3」に係る引用発明1と本件 発明2との一致点・相違点の認定の誤り) について
- (1) 本件発明2の「関連情報」は、複数の印字部に関する情報を指定すること POP広告用のイメージデータの印字の有無を識別することが可能な情報で あればよい。引用発明1のフラグYF3も、複数の印字部に関する情報を指定する ことなく、POPラベルの発行の予約の有無を識別することが可能な情報である。
- (2) 本件発明2においては、関連情報の判断手段の判断結果に応じ、選択手段 が印字部を選択している。引用発明1のフラグΥF3も、本件発明の関連情報と同 様に、印字部の選択に寄与している。
- 請求項1についての取消事由1(本件発明1と引用発明1との一致点・相違 点の認定の誤り)について
- (1) 本件発明1の「関連情報」は、複数の印字部に関する情報を指定すること なく、マークダウン処理の有無を識別することが可能な情報であればよい。引用発 明1のフラグΥF3ないしΥF5は、通常の値段ラベル処理とは異なる処理の有無 を識別することが可能な情報である点で共通している。
- (2) 本件発明1においては、関連情報の判断手段の判断結果に応じ、選択手段 が印字部を選択している。引用発明1のフラグYF3ないしYF5も、本件発明の関連情報と同様に、印字部の選択に寄与している。
- 請求項1についての取消事由2(引用発明1と本件発明1との相違点につい ての判断の誤り)について

引用発明1と引用発明2から,本件発明1を想到するのは容易である。

当裁判所の判断

- 請求項2についての取消事由1(POPラベル等に係る引用発明1と本件発 明2との一致点・相違点の認定の誤り) について
- (1) 引用発明1の「POPラベル」と本件発明2の「POP広告用のイメージ データを印字するのに適したラベル用紙」の関係について

訂正明細書の請求項2中には、「POP広告用のイメージデータを印字す るのに適したラベル用紙」について,値段も印字するラベル(以下「値段ラベル」 という。)である、とか、他のラベルと同時には印字されないラベルであって、単 独で使用されるものである,とかの格別な限定を加える記載は含まれていない(乙 1号証の2)。

もっとも、訂正明細書の請求項2において、「ラベル用紙に少なくとも商品の品名及び値段を印字して発行するラベルプリンタ」であることが、要件の一つ とされていることは事実である。しかし、訂正明細書の請求項2の記載全体及び訂 正明細書の発明の詳細な説明の記載全体をみても、上記の要件が、「単独のラベル 用紙に少なくとも商品の品名及び値段を印字して発行するラベルプリンタ」である と解すべき根拠はない。上記要件は、ラベルプリンタ自体の構成を「ラベル用紙に 少なくとも商品の品名及び値段を印字して発行する」ものと規定するものであるに すぎず、この記載から、刊行物1の第15図及び第17図(甲3号証)に示されるような値段を印字したラベルとPOP広告用のイメージデータを印字したPOPラベルとを別のラベルとして印字し、これらを組み合わせて発行するラベルプリンタを除外しているものと解することはできない。

本件発明2は、「印字するラベル印字機構部の選択又は切り替えをマニュ アル操作でしなければならず,面倒であった。」(乙1号証の2【0007】)こ とから、これを解決するために、請求項2記載の構成、特に、「通常の値段ラベル 用のラベル用紙が装着された印字部と、POP広告用のイメージデータを印字する のに適したラベル用紙が装着された印字部とを含む複数の印字部」と、「前記関連情報に基づいて、POP広告用のイメージデータを印字のかを判断結果に出り、前記POP広告用のイメージデータの印字の有無に関するもり、下では、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、前記をでは、一名では、前記をでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでのである」とは、POP広告のでは、これのでは、「POP広告のである」とは、POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでのである」とは、POP広告のであるにすぎず、これとのでは、「POP広告のでは、「POP広告のでのであるにすぎず、これとのでは、「POP広告のでは、「POP広告のでのでは、「POP広告のでのであるにすぎず、これとのでは、「POP広告のでは、「POP広告のでのであるにすぎず、これとのでは、「POP広告のでは、「POP広告のでのでは、「POP広告のでのである」とは、POP広告のでのでは、「POP広告のでのでは、「POP広告のでは、「POP広告のでのでは、「POP広告のでのでは、「POP広告のでのでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、「POP広告のでは、POP広告のでは、「POP広告のでは、POP広告のでは、「POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP広告のでは、POP

は、請求項2の記載全体から明確である。
刊行物1にも、発明が解決しようとした課題につき、「このようなラベル発行時における印字装置の選択は、従来のラベルプリンタにおいては要求されていなかった新たな作業であるため、オペレータに負担がかかり、作業能率の低である。この発明は、このような事情に鑑みていまり間違いが起こることが予想される。この発明は、このような事情に鑑数のの印書を自動的に選択して使用することのできるラベルプリンタを提供することを目とする。」(甲3号証2頁左上欄)との記載があり、ここに示されているととする。」(印3号証2頁左上欄)との記載があり、発明が解決しようととも、本件発明2においても、本件発明1との間において何ら差異はないの点においても、本件発明2と引用発明1との間において何ら差異はないの点においても、本件発明2において、POP広告を印刷するときに、常に、単独のラベルらも段も印字するものでなければならないと解すべき理由はないことは、この点から表

以上のとおり、本件発明2の「POP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル用紙」を、単独のラベル用紙に、POPイメージデータとともに値段を印字するものに限定して解すべき理由はないのであるから、引用発明1の「POPラベル」も、本件発明2の「POP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル用紙」に相当することになる。「POP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル用紙」は、常に値段も印字されるラベル用紙である、と解釈すべきであるとの原告の主張は、訂正明細書の実施例に基づく主張であり、本件発明2自体についての主張としては、根拠に欠けるものというべきである。原告は、請求項1と請求項2との対比から、本件発明2のPOP広告用の

原告は、請求項1と請求項2との対比から、本件発明2のPOP広告用のラベル用紙も、本件発明1の場合と同じく、「値段ラベル用」のラベル用紙であると解釈せざるを得ない、と主張する。しかし、本件発明2と本件発明1とは、別の発明であるから、本件発明2の発明の要旨の認定が、請求項2に基づいてなされるべきであることは当然である。原告の主張は、本件発明2の要旨の認定に、本件発明1に特有の事項である「マークダウン処理」による解釈を持ち込もうとするものである。このような主張を、合理的なものとして採用することはできない。

(2) 引用発明1の「ラベルプリンタ」と本件発明2の「ラベルプリンタ」の関係について

訂正明細書には、「本発明は、ラベルに所定データの印字を行うとともに、印字したラベルを発行するラベルプリンタに係り、特にスーパー等の販売にいて陳列するパック商品に貼付する値段ラベルを印字もで発行するラベルプリンを記載され、その請求項2には、るいと記載が、「ラベル用紙に少なくとも商品の品名及び値段を印字されるラベルの記載がある。この記載が、商品に単独で使用されるラベルカを印字するラベルプリンタという趣旨のものではならラベルプリンタという地旨のものではならラベルプリンなというをであるにすぎず、引用発明1のようベルンなの方であるにすぎず、引用発明1のようベルンのようながルと、これと一緒に商品に貼付される「POPラベルンタのようなルのであるにすがで印字である。原告は、上記認定のとおりである。原告は、本件発明2のであることを前提、各ラベル用紙を択一的に選択して値段ラベルを印字するものであることを前提

として主張するものであり、その前提となる主張が採用し得ないものであることは上記のとおりであるから、原告の主張は、理由がない。

引用発明1の「ラベルプリンタ」は、本件発明2の「ラベルプリンタ」に 相当するとした決定に誤りはない。

2 請求項2についての取消事由2(「フラグYF3」に係る引用発明1と本件 発明2との一致点・相違点の認定の誤り)について

訂正明細書の請求項2における「前記商品の商品番号毎に少なくとも品名及び単価,並びに前記複数の印字部に関する情報を指定することなく前記POP広告用のイメージデータの印字の有無を識別可能な関連情報からなるラベル発行用のデータを予め記憶する記憶手段」との記載は、記憶手段に記憶される商品番号毎の「関連情報」の内容を特定しているものであり、この記載によれば、本件発明2の「関連情報」は、複数の印字部に関する情報を指定することなく、POP広告用のイメージデータの印字の有無を識別することの可能な情報であると認められる。

もっとも、訂正明細書の【請求項2】の「関連情報に基づいて、POP広告用のイメージデータを印字するか否かを判断する判断手段と、・・・判断結果に応応して、前記イメージデータを印字する場合には、前記複数の印字部からPOP広告用のイメージデータを印字するのに適したラベル用紙が装着された印字部を選択手段とを具備する・・・ラベルプリンタ。」との記載からすれば、本件発明2のラベルプリンタは、その判断手段が「関連情報」に基づいてイメージデータをの判断結果に応じて、選択手段が、複数の印字が、を選択するとの構成のものである。したがって、本件発明2においたの「関連情報」は、前記のとおり、複数の印字部に関する情報を指定するものであるという意味において、関連情報が印字部の選択に間接的に寄与しているという意味において、関連情報が印字部の選択に間接的に寄与しているということができる。

であるこれに対して、特別のでは、「「大きない」となっている。これに対して、後述では、「予約1には、「予約2 には、「予約2 には、「アイルのよう」と、「アイルのようである」の「おいる」である。「グイトのようである」の「からないのでは、「グイトの「アイルの発行をは、「グイトの「アイルの発行をは、「グイトの「アイルののでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトののは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイトのでは、「グイ

この記載によれば、引用発明1の「フラグYF3」は、第1又は第2の印字機構部の選択に関する情報を指定するものではなく、あくまでも予約ファイル33に記憶され、予約ファイル33から読み出されるフラグであって、商品番号毎にPOPラベルの発行の予約の有無、すなわち、POP広告用のイメージデータの印字の予約の有無を識別することが可能な情報であり、複数の印字部の選択に関する情報を指定するものではないのであるから、本件発明2の「関連情報」に相当するものである。

また、引用発明1においては、上記のとおり、使用モードフラグPF3と、商品番号毎にPOPラベルの発行の予約の有無を識別することが可能な情報であるYF3とから判断して、第1の印字機構部と第2の印字機構部から印字機構部を複数又は単数選択するものであるから、引用発明1のYF3は、この意味で、印字機

構部の選択に寄与するものであり、この点でも、本件発明2の「関連情報」が、判断手段及び選択手段により、印字部の選択に寄与していることと、何ら差異はない のである。

決定は,引用発明1の「フラグYF3」は,本件発明2の「複数の印字部に 関する情報を指定することなくPOP広告用のイメージデータの印字の有無を識別 可能な関連情報」に相当すると認定したものであり(決定書7頁31行~37行参 照),決定のこの認定に何ら誤りはない。

原告は、引用発明1では、フラグYF3の有無によって、第2の印字機構部でPOPラベルを印字するか否かの選択的判断を行っているものの、フラグYF3 は、およそ印字部の選択には何等寄与していないから、本件発明2の「関連情報」 には該当しない、と主張する。しかし、引用発明1においても、フラグYF3の有 無によって、第2の印字機構部でPOPラベルを印字するか否かの選択的判断が行 われ、その結果、第2の印字機構部が選択されたり、選択されなかったりするので あるから、フラグYF3が印字機構部の選択に何ら寄与していないということがで のは、上記認定のとおりである。原告の主張は、採用することができない。 請求項1についての取消事由1(本件発明1と引用発明1との一致点・相違 きないのは.

点の認定の誤り)について

訂正明細書の請求項1における「複数の印字部に関する情報を指定すること なく前記マークダウン処理の有無を識別可能な関連情報からなるラベル発行用のデ -タを予め記憶する記憶手段」との記載は,記憶手段に記憶される商品番号毎の 「関連情報」の内容を特定しているものであり、この記載によれば、本件発明1の「関連情報」は、複数の印字部に関する情報を指定することなく、マークダウン処理の有無を識別することが可能な情報であると認められる。

もっとも,訂正明細書の【請求項1】の「関連情報に基づいて,マークダウ ン処理を行うか否かを判断する判断手段と、・・・判断結果に応じ、前記マークダ ウン処理を行う場合には、前記複数の印字部からマークダウン処理を行うのに適し たラベル用紙が装着された印字部を選択する選択手段とを具備する・・・ラベルプ リンタ」との記載からすれば、本件発明2のラベルプリンタは、その判断手段が 「関連情報」に基づいてマークダウン処理を行うか否かを判断し、また、その判断 お果に応じて、選択手段が、複数の印字部から、マークダウン処理を行うのに適し に応じて、選択手段が、複数の印字部から、マークダウン処理を行うのに適し たラベル用紙が装着された印字部を選択するとの構成のものである。したがって、 本件発明2においては、その「関連情報」は、前記のとおり、複数の印字部に関する情報を指定するものではないものの、その「判断手段」と「選択手段」が、関連 情報に基づいて印字部を選択するという意味において、関連情報が印字部の選択に 間接的に寄与しているものであるということができる。

これに対し、刊行物1には、上記2で引用した記載(甲3号証3頁左下欄13行~右下欄9行、同6頁左下欄15行~7頁左上欄5行)があり、さらに、その記載に続いて、「ステップSB3にて、POPラベルの印字モードではないと判断したときは、使用モードフラグPF3(判決注・PF2の誤記と認める。)から、 プロモーションラベルの印字モードであるか否かを判断する(ステップSB7)。 使用モードフラグPF3(判決中・PF2の誤記と認める。)が立っているとき は、プロモーションラベルの印字モードであると判断してステップSB8に進み、 予約ファイル33におけるフラグYF4から、プロモーションラベルの予約がある か否かを判断する。フラグYF4が立っていないときは、予約なしと判断してステップSB2に進み、第1の印字機構部3にて計算ラベルのみを印字する。ステップ SB8にて、予約ありと判断したとき、つまりフラグYF4が立っているときは、 第2の印字機構部4にてプロモーションラベルを印字する(ステップSB9)。ス テップSB7にて、プロモーションラベルの字モードではないと判断したときは、 予約ファイル33におけるフラグYF5から、バーコードラベルの印字モードであるか否かを判断する(ステップSB10)。フラグYF5が立っていないときは、バーコードラベルの予約がないと判断してステップSB2に進み、第1の印字機構部3にて計量レベル(判決注・ラベルの誤記である。)のみを印字する。ステップSB10にて予約ありと判断したとき、つまりフラグYF5が立っているときは、CB10にでき 第1の印字機構部3にて計量ラベルを印字(ステップSB11)すると共に、第2 の印字機構部4にてPOP(判決注・バーコードの誤記と認める。)ラベルを印字 (ステップSB12) する。」(甲3号証7頁左上欄6行~右上欄13行)」との 記載がある。

これらの記載によれば、引用発明1の「フラグΥF3、ΥF4及びΥF5」

は、第1又は第2の印字機構部の選択に関する情報を指定するものではなく、あくまでも予約ファイル33に記憶され、予約ファイル33から読み出されるフラグであって、商品番号毎に、それぞれPOPラベルの発行の予約の有無、プロモーションラベルの発行の予約の有無、又は、バーコードラベル発行の予約の有無を識別することが可能な情報であり、複数の印字部の選択に関する情報を指定するものではないのであるから、本件発明1の「関連情報」に相当するということができる。

引用発明1においては、上記のとおり、使用モードフラグPF3と商品番号毎にPOPラベルの発行の予約の有無を識別することが可能な情報であるYF3,又は、使用モードフラグPF2と商品番号毎にバーコードラベルの発行の予約の有無を識別することが可能な情報であるYF5とから判断して、第1の印字機構部と第2の印字機構部から印字機構部を複数又は単数選択するものであるから、引用発明1のフラグYF3及びYF5は、この意味で、印字部の選択に寄与するものでもあり、この点でも本件発明1の「関連情報」が判断手段及び選択手段により、印字部の選択に寄与していることと、何ら差異はないのである。

部の選択に寄与していることと、何ら差異はないのである。 引用発明1においては、上記のとおり、使用モードフラグPF2と、商品番号毎にプロモーションラベルの発行の予約の有無を識別することが可能な情報であるYF4とから判断して、第1の印字機構部と第2の印字機構部から印字機構部を選択するものであるから、引用発明1のYF4は、この意味で、印字部の選択に寄与するものでもあり、この点でも本件発明1の「関連情報」が判断手段及び選択手段により、印字部の選択に寄与していることと、何ら差異はないのである。

母のでもあり、この点でも本件来明」の「関連情報」が刊聞すれる。 したがって、決定の「刊行物1に記載された発明の「POPラベルの発行の 予約があるときに立つフラグYF3,プロモーションラベルの発行の予約があるときに立つフラグYF3,プロモーションラベルの発行の予約があるときに立つフラグYF3,プロモーションラベルの発行の予約があるときに立つフラグYF3,プロモーションラベルの発行の予約があるときに立つフラグYF3,プロモーションラベル(ロードラベル(POPラベル、プロモーションラベル、バーコードラベル)をは異なるラベル(POPラベル、プロモーションラベル、が一コードラベル)を印字するかであり、また、判断手段が一般的計量ラベル(ロードラベル)を印字するかであり、また、判断手段が一般数の印字部に関するが、本件発明1とは、「複数の印字部に関する情報を指定することなう前記通常ので、本件発明1とは、「複数の印字部に関する情報を指定することなう前記通常のである点である点で一致するとの認定に誤りはない。

原告は、引用発明1のフラグYF3及びYF5は印字機構部の選択に何ら寄与するものではない、と主張する。しかし、引用発明1においても、フラグYF3及びYF5の有無によって、第2の印字機構部で印字するかどうかの選択的判断が行われ、その結果、第2の印字機構部が選択されたり、選択されなかったりするのであり、フラグYF3及びYF5が印字部の選択に何ら寄与していないということができないのは、上記のとおりである。原告の主張は、採用することができない。

でできないのは、上記のとおりである。原告の主張は、河東市ることができないのとおりである。原告は、フラグYF4が印字部を選択するための専用データであり、部とは無関係に設定されるものであるので、本件発明1の関連情報に客の注意に客のになる。しかし、刊行物1には、「例えば、広告の品等で特に客の注意印き付けたい場合に、他の計量ラベルとは異なる色(・・・)のラベル用紙に印字でしたもの、あるいは予め「広告品」等の広告文は、ラベルプリンタにて加まる。後者の場合には、「広告品」等の広告文は、ラベルプリンタにで加まる。後者の場合には、「広告品」等の広告文は、ラベルプリンタにで加まる。後者の場合には、「広告品」等の広告文の「日報に印字では、である。後者のよりにである」(甲3号では、通常の値段ラベルに印字とも可能である」、「広告品」等の広告文の前紙に印字とも可能の方である以上、引用の中字とも可能の方での方である以上、引用の中字とも可能の方である以上、引用の中字とを可能である。そうである以上、引用を明1のフラグYF4を「通常のにとが示されている。そうである以上、引用を明1のフラグYF4」を「通常のした点の中字処理とは異なる処理の有無を識別可能な関連情報」に相当するとした点に誤りはない。

原告は、上記広告文のデータは、商品番号毎に記憶されることがない、と主張する。しかし、プロモーションラベルの対象となる商品は、すべての商品ではなく、一部の商品であるのが通常であるから、商品番号をもって特定される商品であると解すべきであり、原告の上記主張は採用することができない。

4 請求項1についての取消事由2 (引用発明1と本件発明1との相違点についての判断の誤り) について

刊行物2には,ラベルに改訂前のデータと改訂後のデータを併せて印字する

こと、すなわちマークダウン処理をすることが記載されているのであるから(甲4号証)、この引用発明2を、通常の値段ラベルの処理とは異なる処理(POPラベルの印字、プロモーションラベルの印字及びバーコードラベルの印字等)を行う手段を有する引用発明1において採用することは、当業者が容易に想到することができることである。したがって、これと同旨の決定の判断に誤りはない。

原告は、刊行物2には本件発明1の具体的構成、目的及び作用効果が全く開示されていないのであるから、当業者といえども本件発明1を容易に考え出すことは不可能である、と主張する。しかし、決定は、マークダウン処理の構成を除いては、本件発明と一致した構成が開示されている引用発明1において、POPラベル、プロモーションラベル及びバーコードラベル等の処理に代えて、引用発明2のマークダウン処理を行うようにすることは、当業者にとって容易であると判断したものであり、原告の上記主張に理由がないことは明らかである。

5 結論

以上に検討したところによれば、原告の主張する取消事由はいずれも理由がなく、その他、決定には、これを取り消すべき瑕疵は見当たらない。そこで、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

明	和	下	山	裁判長裁判官
_	隆	樂	設	裁判官
久	順	瀬	高	裁判官